

総社市防災システム導入業務に伴う

公募型プロポーザル実施要領

総社市危機管理室

1 趣旨

総社市（以下「本市」という。）において、迅速かつ的確な災害対応を行うためのシステムを導入するにあたり、総社市防災システム導入業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

総社市防災システム導入業務

(2) 業務内容

別紙1「総社市防災システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（システム稼働日：令和7年4月1日）

3 提案上限額

80,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※上記の金額は、システム構築に係る費用（イニシャルコスト）の提案上限額で、契約時の予定価格を示すものではない。

※システム稼働後の経費も含めて評価を実施するため、見積書には次年度以降5年間の保守費用（ランニングコスト）も記載すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、総社市防災システム導入業務（以下「本業務」という。）を効率的かつ誠実に実施することができる者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(3) 総社市事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年総社市告示第35号）第4条に該当しない者であること。

(4) 本プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税等の滞納がないこと。

- (5) 過去3年以内に、他の地方公共団体（人口5万人以上）において、導入実績のあるシステムであること。
- (6) 過去に個人情報の取扱いにおいて、事件・事故がないこと。

5 スケジュール

| 実施内容 | 期日 |
|-------------|----------------------|
| 実施要領等の公表 | 令和5年 9月29日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和5年10月12日（木） 17時15分 |
| 質問書の回答期限 | 令和5年10月19日（木） |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和5年11月 2日（木） 17時15分 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和5年11月10日（金） 17時15分 |
| プレゼンテーション | 令和5年11月17日（金）（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和5年11月29日（水）（予定） |

6 実施要領等の入手方法

実施要領等については、本市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.soja.okayama.jp/kikikanri/kurashi/bousai/bousaisystem_puropozaru.html

7 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式3）

(2) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールによる提出（メール送信後、電話で受信の有無を確認すること。）

※電話や担当窓口訪問による口頭での質問は、一切受け付けない。

(4) 提出期限

令和5年10月12日（木） 17時15分

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、本市ホームページにて公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、本プロポーザルに関する質問以外には、回答しない。

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②誓約書（様式2）

③企業概要（任意様式）

ア）本社・支店（営業所）の数，設立からの年数，資本金の金額，従業員数がわかるもの。

④同種業務実績確認調書（様式4）

⑤法人税，消費税・地方消費税の納税証明書（直近1年の納税証明書（写し可））

⑥法人市民税の完納証明書（参加申込日前3箇月以内のもの（写し可））

※①～⑥の提出がない場合，企画提案書等は受け付けない。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(4) 提出方法

持参（土日祝を除く8時30分から17時15分まで。）または郵送（配達証明つき書留郵便に限る。）

(5) 提出期限

令和5年11月2日（木）17時15分（必着）

(6) その他

参加申込書等の提出後に辞退する場合は，令和5年11月10日（金）17時15分までに辞退届（任意様式）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式5及び任意様式）

ア）企画提案書は，別紙1「総社市防災システム導入業務仕様書」，別紙2「総社市防災システム機能要件一覧表」，別紙3「総社市防災システム導入業務 審査基準」を踏まえ，簡潔・明瞭に作成すること。（仕様書のどのページに記載されているか，各機能要件をどのように実装するか等を記載すること。また，審査基準の項目に沿って記載する等配慮すること。）

イ）A4版とし，日本語で記載すること。（資料の都合上，部分的にA3版を使用する場合は，片袖折にして綴じ込むこと。）各ページ下部にページ番号を記載すること。

ウ）企画提案書の記述内容は，本市の危機管理室以外の職員が，提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。

②業務実施体制表（様式6）

③見積書（様式7）

ア）導入経費を見積書（様式7）の様式に従って作成すること。

イ）積算内訳書にはハードウェア経費，ソフトウェア経費，サービス利用料，ライセンス使用料・更新料，データ整備経費，システム設定調整経費，操作研修経費，カスタマイズ経費等を記載すること。

ウ）保守管理費（5年間）については審査に使用するものであり，保守管理契約の締結を保証するものではない。

④総社市防災システム機能要件一覧表（別紙2）

(2) 提出部数

- ・正本 1部 (代表者印押印のもの)
- ・副本 9部 (正本の写し)

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(4) 提出方法

持参 (土日祝を除く8時30分から17時15分まで。) または郵送 (配達証明つき書留郵便に限る。)。併せて提出書類の電子データ (ファイル形式: .pdf) を収録したCDも提出すること。

(5) 提出期限

令和5年11月10日 (金) 17時15分 (必着)

(6) その他

- ①企画提案書は、提案事業者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- ②一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。なお、協力会社及び構成員についても同様とする。

10 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査基準

審査項目と配点内訳は別紙3「総社市防災システム導入業務 審査基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション

①開催日 令和5年11月17日 (金) (予定)

※開催時間、場所等詳細は別途通知する。

②プレゼンテーションは、1者につき30分以内とし、その後、質疑応答を15分とする。

③提案事業者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

④説明は提出された企画提案書の内容に沿って行うのとし、追加資料等は認めない。システム機能については必要に応じて導入システムを用いた説明も可能とする。

⑤プレゼンテーションを実施するにあたり、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。その他はすべて提案事業者側で用意すること。

(4) 受託候補者の選定

提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング結果等を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、その旨を全提案事業者へ書面により通知する。ただし、審査の内容・経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 提案事業者が1者の場合

審査委員会の審査のうえで本要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1提案事業者を受託候補者として決定する。

1 1 失格要件

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類の内容に不足、虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
- (5) 見積書に記載された金額が、提案上限額を超えている場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

1 2 契約の締結

(1) 契約の締結

選定された優先交渉権者と本市は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行うが、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。交渉において、必要な範囲内において企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

この交渉が整ったときには、受託候補者として随意契約の手続に進む。ただし、交渉が整わない場合は、次点交渉権者を新たに優先交渉権者として選定し、改めて本市と交渉を行うこととする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 支払方法

原則、精算払いとするが、契約の締結までに協議を行い、決定することとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出書類作成等、本プロポーザル参加に要する経費は提案事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、審査目的の範囲で複製することがある。
- (3) 提出書類の提出期限後の修正または変更は、一切認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く）は、本プロポーザルの目的以外に使用しまたは第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

1 4 問合せ先及び各種書類の提出先

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市危機管理室

電話：0866-92-8599

E-mail：kikikanri@city.soja.okayama.jp